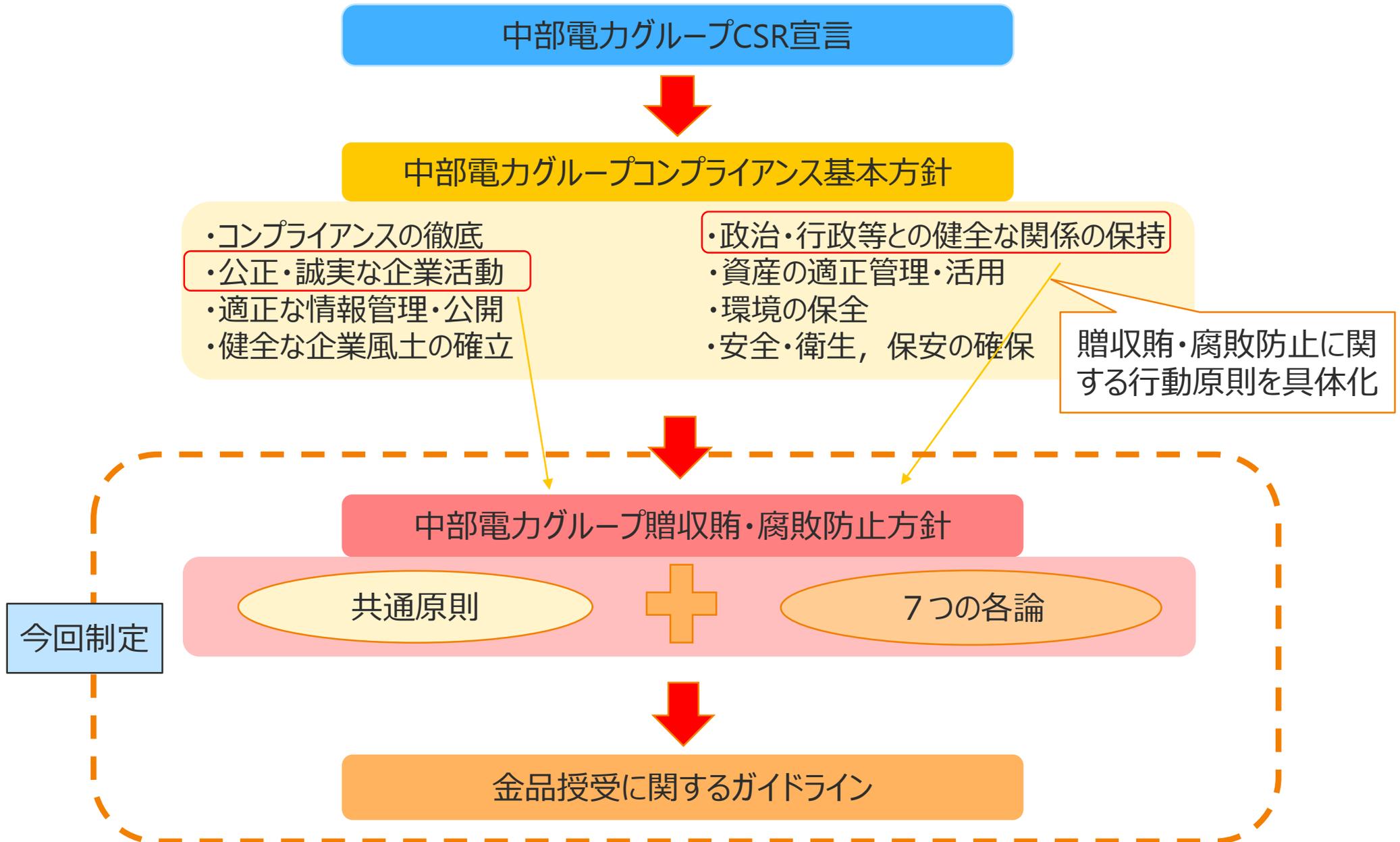


コンプライアンスの徹底に向けた取り組み

2019年11月26日



【前文】

中部電力グループコンプライアンス基本方針に基づき、贈収賄・腐敗防止に関する方針を以下のとおり定める。

【共通原則】

全てのステークホルダーの皆さま（お客さま、取引先、地域の皆さま等）と公正・透明な関係を構築し、贈収賄、横領、背任、不当・良識の範囲を超えた接待・贈答等の提供・受領、特定の者との癒着、特定の者の不当な優遇等をはじめ、あらゆる形態の腐敗行為を行いません。また、社内外から見て腐敗行為と誤解されかねない行為も行いません。

【各論】

個別項目の具体的内容

1 調達先との公正かつ誠実な取引のために

- （1）調達先の皆さまを相互発展を目指す大切なパートナーと考え、独占禁止法（優越的地位の濫用等）および下請法等の関係法令を遵守し、対等な立場で公正な取引を行います
- （2）国内外の全ての取引において、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする、または良識の範囲を超えた接待・贈答等の受領を行いません

2 お客さまへの不正を防止するために

国内外の全ての販売活動（工事受注・受託等を含む。）において、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする、または良識の範囲を超えた接待・贈答等の提供を行いません

個別項目の具体的内容

3 競合他社との公正な競争のために

競合他社との競争において、独占禁止法等の関係法令を遵守し、カルテルや談合をはじめとする違反行為を一切行いません

4 地域の皆さまとの誠実な関係構築のために

良識の範囲を超えた接待・贈答等を受領・提供することなく、地域の皆さまとの円滑なコミュニケーションを通して、誠実な関係を築きます

5 政治・行政等との健全な関係保持のために

政治・行政等との関係において、関係法令（刑法，国家公務員倫理法，政治資金規正法，公職選挙法，各地方自治体条例・訓令・規則等）や国や地方公共団体が定める規程類（国家公務員倫理規程等）を遵守し行動します。また、公務員等に対する贈賄行為を一切行いません

6 外国公務員等に対する不当・良識の範囲を超えた接待・贈答等を防止するために

外国公務員等との関係において、不正競争防止法，諸外国の関係法令および社内規程を遵守し，良識の範囲を超えた接待・贈答等の提供を行いません

7 エージェント・コンサルタント等による不正を防止するために

- (1) エージェント・コンサルタント等を選定する際には，十分な調査のうえ，信頼できる人物・機関を採用します。また，これらの者が公務員等へ行う贈賄行為を許しません
- (2) エージェント・コンサルタント等との関係において，良識の範囲を超えた接待・贈答等の受領・提供を行いません

- 業務に関係のある方からの金品の受領は、原則として禁止
- 特に、現金や換金性の高い商品券等の受領は、全て禁止
- 金品を受領した場合の報告・管理の社内ルールを明確化
- ルールの運用状況をコンプライアンス推進会議で定期的にチェックし、必要に応じて、改善を図る。
- 本日（2019年11月26日）から即日適用開始